

## レセプトのオンライン請求にかかる規制改革会議の見解

平成 21 年 4 月 2 日  
規 制 改 革 会 議

政府は、「規制改革推進のための 3 か年計画」の再改定にあたり、レセプトのオンライン請求にかかる文言を一部修正し、本年 3 月 31 日に閣議決定したところである。今回の再改定について、規制改革会議としては下記のように認識している。

### 記

- レセプトオンライン請求の原則完全義務化は、医療の IT 化、ひいては国民にとって「質の医療」を推進するために不可欠な今後の医療政策の根幹をなす施策である。したがって、政府として、平成 23 年度当初からの原則完全オンライン化に向けてこれを進めていくという方針に変更はない。
- 他方、中山間地や離島などの地域において医師不足が進展している状況、及び、オンライン請求を自ら行うことが当面困難な医療機関・薬局が存在するなどの「デジタル・ディバイド」が生じている状況を踏まえ、オンライン請求化を促進する上で、これらの現状への配慮が必要であり、今回の再改定はそのための措置である。
- 今後、オンライン請求化の促進に向けた措置の在り方について建設的な議論が行われるものと考えるが、前述の趣旨を逸脱し、医療の質の向上に不可欠なレセプトのオンライン請求化への取組を後退させるようなことがあってはならない。

以 上

〔参考〕

【規制改革推進のための3か年計画（再改定・抄）】

Ⅲ 措置事項

10 医療関係 イ IT化、事務効率化

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期
<p>② 電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進 (厚生労働省)</p>	<p>a レセプトオンライン請求化に関して、平成18年の厚生労働省令について（i）オンライン請求化の期限が努力目標ではなく義務であること。（ii）義務化において<b><u>原則</u></b>現行以上の例外規定を設けないこと。（iii）義務化の期限以降、オンライン以外の手法による請求に対して診療報酬が支払われないことを、医療機関・薬局に周知徹底する。</p> <p><b><u>その際、地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する。</u></b></p>	<p>改定・医療イ② a</p>	<p>平成20年度から順次義務化、平成23年度当初から<b><u>左記を踏まえ原則完全オンライン化</u></b></p>

\* 傾字体下線部分が今回の再改定部分